

# 島根県報

# 平成16年9月28日(火) 第 **1 611 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.jp/

# 目次

0

0

|   | ••••• | ••••• | ••••• | ••••••••••••••••••••••••••••••••••••••• |
|---|-------|-------|-------|---|
| 規則                                      |       |       |       |   |
| 島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の一部を改正する規則           | (地域   | 或 政 策 | 課)    | 2                                       |
| 島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則                  | (水    | 産     | 課)    | 2                                       |
| 告 示                                     |       |       |       |   |
| 県政情報センター等設置運営要綱の一部改正                    | (総    | 務     | 課)    | 3                                       |
| 公平委員会の事務の受託の廃止                          | (市    | 町村    | 課)    | 3                                       |
| 市町村民生委員協議会の区域の一部改正                      | (健康   | 福祉総務  | 务課 )  | 4                                       |
| 民生委員の市町村別定数の一部改正                        | (     | "     | )     | 4                                       |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定              | (高齢   | 含者福祉  | 上課)   | 5                                       |
| 青年等就農促進法の規定に基づく島根県青年農業者等育成センターの住所及び事務   | (農業   | 業経 営  | 課)    | 5                                       |
| 所の所在地の変更の届出                             |       |       |       |   |
| 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定の一部改正          | (     | "     | )     | 6                                       |
| 保安林予定森林                                 | (森木   | 木整 備  | 課)    | 7                                       |
| 道路の区域の変更                                | (道路   | 各維 持  | 課)    | 7                                       |
| 道路の供用開始                                 | (     | "     | )     | 8                                       |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出      | (経営   | 営支援   | 課)    | 9                                       |
| 平成16年度地籍調査事業の決定の一部変更                    | (用 均  | 也 対 策 | 課)    | 10                                      |
| 島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に関する数値の一部改正           | (建第   | 真住 宅  | 課)    | 11                                      |
| 公 告                                     |       |       |       |   |
| 財団法人都道府県会館の災害共済事業経営状況の公表                | (管    | 財     | 課)    | 11                                      |
| 平成17年及び18年における庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札 | (     | "     | )     | 12                                      |
| の参加資格等                                  |       |       |       |   |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可                     | (都市   | 画信司   | 課)    | 13                                      |
| 特定調達公告                                  |       |       |       |   |
| 島根県芸術文化センター(仮称)施設情報システム調達に係る競争入札の参加資格   | (文化   | 化振 興  | 課)    | 13                                      |
| 等                                       |       |       |       |   |
| 島根県芸術文化センター(仮称)施設情報システム調達に係る一般競争入札の実施   | (     | "     | )     | 13                                      |
| 人委規則                                    |       |       |       |   |
| 市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則                   |       |       |       | 16                                      |
| 公安規則                                    |       |       |       |   |
| 市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則              | (警    | 察本    | 部)    | 18                                      |
| 正誤                                      |       |       |       |   |
| 平成15年3月28日付け島根県報号外第25号中                 | (水    | 産     | 課)    | 19                                      |
|   |       |       |       | :                                       |

#### 公布された条例等のあらまし

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の一部を改正する規則(規則第66条)

1 規則の概要

中山間地域として市町村の配置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域を追加することとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第67号)

- 1 規則の概要
- (1) 市町村合併に伴い、市町村の名称を改正することとした。(第34条関係)
- (2) 河川名の表記を政令により指定された表記に改正することとした。(第31条、第34条関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第66号

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則の一部を改正する規則

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則(平成11年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(中山間地域)

- 第2条 条例第2条の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。
  - (1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。)及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で同項に規定する過疎地域であった区域
  - (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第 1項に規定する特定農山村地域
  - (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項 に規定する辺地
- 2 前項に定める区域のほか、同項に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域を中山間地域とする。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月28日

#### 島根県規則第67号

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県内水面漁業調整規則(昭和39年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第31条第7号中「江川水系」を「江の川水系」に改める。

第34条の表玉湯川の項禁止区域の欄中「八束郡玉湯町大字玉造」を「松江市玉湯町玉造」に改め、同表斐伊川の項禁止区域の欄の2中「大原郡木次町大字平田」を「雲南市木次町平田」に改め、同欄の3中「大原郡木次町大字西日登大島」を「雲南市木次町西日登大島」に改め、同欄の4中「大原郡木次町大字里方」を「雲南市木次町里方」に改め、同表(神戸川支流)の項禁止区域の欄中「飯石郡赤来町大字下来島字祝原」を「飯石郡飯南町下来島祝原」に改め、同表江川赤 名 川の項禁止区域の欄中「江川」を「江の川」に改め、同項禁止区域の欄の1中「邑智郡桜江町」を「江津市桜江町」に改め、同欄の2中「邑智郡邑智町大字上川戸」を「邑智郡美郷町上川戸」に改め、同欄の3中「邑智郡邑智町大字明塚」を「邑智郡美郷町明塚」に改め、同表(江川支流)の項河川又は湖沼の名称の欄中「江川支流」を「江川支流」を「江川支流」を「江川支流」を「江川支流」を「江川支流」を「江川支流」の項河川又は湖沼の名称の欄中「江川支流」を「江川支流」を「江川支流」の項河川又は湖沼の名称の欄中「江川支流」を「江の川支流」に改め、同項禁止区域の欄の2中「邑智郡桜江町」を「江津市桜江町」に改め、同表、 谷 川の項河川又は湖沼の名称の欄中「江川支流」を「江の川支流」に改め、同表。 川の項禁止区域の欄の1中「美濃郡匹見町大字澄川」を「益田市匹見町澄川」に改め、同欄の2中「美濃郡匹見町大字広瀬千原」を「益田市匹見町広瀬千原」に改め、同欄の5中「美濃郡匹見町大字紙祖字笹山」を「益田市匹見町紙祖」に改める。

K(t Bi)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の表江川の項の改正規定及び同表 (江川支流)の項の改正規定 平成16年10月1日
- (2) 第34条の表斐伊川の項の改正規定及び同表 (高津川支流)の項の改正規定 平成16年11月1日
- (3) 第34条の表 (神戸川支流) の項の改正規定 平成17年1月1日
- (4) 第34条の表玉湯川の項の改正規定 平成17年3月31日

|  | 告 | 示 |
|--|---|---|
|--|---|---|

#### 島根県告示第913号

県政情報センター等設置運営要綱(平成6年島根県告示第716号)の一部を次のように改正する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2項の表松江地区県政情報コーナーの項中「、能義郡」を削り、同表隠岐地区県政情報コーナーの項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

#### 島根県告示第914号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成16年9月30日をもって、島根県と次に掲げる町村との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年 9 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

町村

能義郡広瀬町

能義郡伯太町

邑智郡邑智町

邑智郡大和村

邑智郡羽須美村

邑智郡瑞穂町

邑智郡石見町

邑智郡桜江町

隠岐郡西郷町

隠岐郡布施村

隠岐郡五箇村

隠岐郡都万村

島根県告示第915号

市町村民生委員協議会の区域(昭和32年島根県告示第151号)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表松江市の部城北地区の項中「うぐいす台自治会、大界自治会、東淞北台自治会の区域)」を「大界自治会及び東湘北台自治会の区域)、うぐいす台」に改め、同部古志原地区の項中「から20番」を「から20番まで」に、「1番から7番」を「1番から7番まで」に、「15番」を「15番まで」に、「、18番」を「及び18番」に改め、同部法吉地区の項中「うぐいす台自治会、大界自治会、東淞北台自治会の区域」を「大界自治会及び東淞北台自治会」に、「比津が丘4丁目」を「比津が丘4丁目、比津が丘5丁目、西法吉町」に改め、同部乃木地区の項中「乃木福富町」を「乃木福富町、田和山町」に改め、同部大庭地区の項中「、18番」を「及び18番」に改め、同表安来市の部に次のように加える。

| 広瀬地区 | 広瀬町 |
|------|-----|
| 伯太地区 | 伯太町 |

表江津市の部に次のように加える。

| 桜江地区 | 桜江町 |
|------|-----|

## 島根県告示第916号

民生委員の市町村別定数(昭和49年島根県告示第601号)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。 平成16年9月28日

根 県 報

| г           |     |     | г           |     |      |               |
|-------------|-----|-----|-------------|-----|------|---------------|
| <b>=</b> th | 安来市 | 74人 | <del></del> | 安来市 | 127人 | ı-            |
| 表中          | 江津市 | 92人 | を           | 江津市 | 115人 | — ار <i>ر</i> |
|             |     |     | 1           |     |      | 1             |

| • | 広瀬町 | 32人 | F |     |     |    |
|---|-----|-----|---|-----|-----|----|
|   | 伯太町 | 21人 | を | 仁多町 | 34人 | に、 |
|   | 仁多町 | 34人 |   |     |     | 1  |

| Γ |          |     |
|---|----------|-----|
|   | 邑智町      | 32人 |
|   | 大和町      | 14人 |
|   | 羽須美村     | 16人 |
|   | 瑞穂町      | 27人 |
|   | 石見町      | 24人 |
|   | 桜江町      | 23人 |
|   | <u> </u> |     |

| を | 美郷町 | 46人 | 1-  |  |
|---|-----|-----|-----|--|
|   | 邑南町 | 67人 | ادر |  |

| Г |      |     |
|---|------|-----|
|   | 西郷町  | 41人 |
|   | 布施村  | 4人  |
|   | 五箇村  | 11人 |
|   | 都万村  | 11人 |
|   | 海士町  | 15人 |
|   | 西ノ島町 | 16人 |
|   | 知夫村  | 6人  |
|   |      |     |

| Г |       |     |       |
|---|-------|-----|-------|
|   | 海士町   | 15人 |       |
| を | 西ノ島町  | 16人 | に改める。 |
| Œ | 知夫村   | 6人  | にはめる。 |
|   | 隠岐の島町 | 67人 |       |
|   |       |     | 7     |

島根県告示第917号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したの で、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称   | 事業所の名称       | 事業所の所在地     | 指定年月日      |
|----------|--------------|-------------|------------|
| 有限会社のカナエ | 居宅介護支援事業所 鳳光 | 出雲市白枝町999番地 | 平成16年9月16日 |

# 島根県告示第918号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第5条第3項の規定に基づき、 島根県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき告示 する。

平成16年9月28日

|      | <b>1</b> /∞ |      | 住 所 事務所の所在地 |     |      |    |     | 変更年月日 |     |     |      |    |     |                |
|------|-------------|------|-------------|-----|------|----|-----|-------|-----|-----|------|----|-----|----------------|
| 名    | 称           | 変    | 更           | 前   | 変    | 更  | 後   | 変     | 更   | 前   | 変    | 更  | 後   | 女 安 工 开 口      |
| 財団法人 | しまね農        | 島根県  | 松江          | 市母衣 | 島根県  | 松江 | 市北堀 | 島根県   | 松江  | 市母衣 | 島根県  | 松江 | 市北堀 | ₩#40/T40 P 4 P |
| 業振興公 | 社           | 町55番 | 地 4         |     | 町15番 | 地  |     | 町55番  | 地 4 |     | 町15番 | 地  |     | 平成16年10月1日     |

## 島根県告示第919号

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定(平成15年島根県告示第19号)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表中大田市の部の次に次のように加える。

| 安来市 |
|-----|
| 安来市 |

表中江津市の部を次のように改める。

| 江津市 | 旧江津市の区域 | 20アール |
|-----|---------|-------|
|     | 旧桜江町の区域 | 30アール |

表中広瀬町の部を削り、邑智町の部及び大和村の部を次のように改める。

| 旧吾郷村の区域  | 30アール  |
|----------|--|
| 旧粕淵町の区域  | 30アール  |
| 旧浜原村の区域  | 30アール  |
| 旧沢谷村の区域  | 40アール  |
| 旧君谷村の区域  | 40アール  |
| 旧都賀行村の区域 | 30アール  |
| 旧都賀村の区域  | 30アール  |
| 旧羽須美村の区域 | 30アール  |
| 旧市木村の区域  | 40アール  |
| 旧井原村の区域  | 40アール  |
|          | 旧粕淵町の区域<br>旧浜原村の区域<br>旧沢谷村の区域<br>旧君谷村の区域<br>旧都賀行村の区域<br>旧都賀村の区域<br>旧羽須美村の区域<br>旧市木村の区域 |

表中羽須美村の部から桜江町の部まで及び西郷町の部から都万村の部までを削り、知夫村の部の次に次のように加える。

| 隠岐の島町 | 旧西郷町の区域 | 30アール |
|-------|---------|-------|
|       | 旧東郷村の区域 | 30アール |
|       | 旧中条村の区域 | 40アール |
|       | 旧磯村の区域  | 30アール |
|       | 旧中村の区域  | 30アール |
|       | 旧布施村の区域 | 30アール |
|       | 旧五箇村の区域 | 30アール |
|       | 旧都万村の区域 | 30アール |

表備考中「旧浜田町、旧長浜村、旧周布村、旧石見村、」を「旧浜田町の区域、旧長浜村の区域、旧周布村の区域、旧 石見村の区域及び」に改め、「昭和15年11月2日現在」の次に「、江津市のうち旧江津市の区域及び旧桜江町の区域、邑 南町のうち旧羽須美村の区域並びに隠岐の島町のうち旧布施村の区域、旧五箇村の区域及び旧都万村の区域は平成16年9月30日現在」を加える。

#### 島根県告示第920号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡旭町大字木田932、939、940、945、946、948 - 3、1805 - 2、1806、1815、1816、1817 - 1 から1817 - 3まで、1819 - 1、1819 - 3、1819 - 4、1820 - 1 から1820 - 3まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

江津市渡津町1819 - 2、1819 - 3、1821、那賀郡旭町大字市木7972 - 1、7972 - 2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第921号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁において一般の縦覧に供する。

平成16年9月28日

| 道路<br>種 |                | 路線名           | 道<br>                   | 路      | の 変更前                  | 区                      | 域<br>延 長       | _<br>_ 管轄する支<br>_ 庁の名称 | 備  考               |       |    |    |
|---------|----------------|---------------|-------------------------|--------|------------------------|------------------------|----------------|------------------------|--------------------|-------|----|----|
|         |                |               |                         |        | 後の別                    | 敷地の幅員                  | 延長             |                        |                    |       |    |    |
| 県       | <b>五</b> 西鄉都万五 |               | 隱岐郡五箇村大字<br>千田531番3地先   |        | 前                      | メートル<br>7.00~<br>11.00 | メートル<br>860.00 |                        | 特殊改良一種]<br>事<br>拡幅 |       |    |    |
| 本       | 道              | 箇線            | 同字1番9地先ま                |        | 後                      | 14.00 ~<br>46.00       | 860.00         |                        | 一部不用物件到生           |       |    |    |
| ,,      | ,              | <b>西郷左</b> 旋娘 | 隱岐郡西郷町大字字栢畑2番13地外       |        | 前                      | 4.90 ~<br>9.50         | 66.00          |                        | 災害防除工事             |       |    |    |
|         |                | 四郷仲施線         | 四郷布施線                   | 西郷布施線  | 西郷布施線                  | 同字2番4地先ま               |                | 後                      | 11.00 ~<br>18.00   | 66.00 |    | 拡幅 |
|         | 11 11          | "             | 隱岐郡西郷町大字字向灘17番1地名       |        | 前                      | 13.50 ~<br>36.00       | 101.00         |                        | 災害防除工事             |       |    |    |
|         | ,<br>          |               |                         |        | 子问灘17番1地分<br>同字17番6地先ま |                        | 後              | 25.50 ~<br>52.00       | 101.00             | 一     | 拡幅 |    |
| ,,      | ı              | 西郷都万五         | 隱岐郡都万村大字字妙木317番 1 地     | 也先か    | 前                      | 26.00 ~<br>57.50       | 110.00         |                        | 災害防除工事             |       |    |    |
| ,,      | ,              | 箇線            | ら同字321番1地<br>で          | 也先ま    | 後                      | 27.40 ~<br>60.20       | 110.00         |                        | 拡幅                 |       |    |    |
| ,,      | ı              | <i>''</i>     | 隱岐郡都万村大字<br>字妙木329番 1 地 |        | 前                      | 15.40 ~<br>32.00       | 88.00          |                        | 災害防除工事             |       |    |    |
|         |                | <i></i>       | ら同地先まで                  | 57673. | 後                      | 25.60 ~<br>32.00       | 88.00          |                        | 拡幅                 |       |    |    |
| ,,      | ,              | "             | 隱岐郡都万村大字字妙木329番 1 地     |        | 前                      | 19.00 ~<br>31.00       | 102.00         |                        | 災害防除工事             |       |    |    |
| ,,      | -              | •             | ら332番17地先ま              |        | 後                      | 24.20 ~<br>42.60       | 102.00         |                        | 拡幅                 |       |    |    |

## 島根県告示第922号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び隠岐支庁に おいて一般の縦覧に供する。

平成16年 9 月28日

| 道路(<br>種 類 | の<br>類 | 路線名   | 供用開始の区間                                  | 延         | 長    | 供用開始<br>年 月 日   | 管轄する土木<br>建築事務所及<br>び支庁の名称 | 備 | 考 |
|------------|--------|-------|--|-----------|------|-----------------|----------------------------|---|---|
| 一般国        | 道      | 375号  | 邑智郡大和村大字潮村91番2地先から<br>同大字84番3地先まで        | メー<br>245 | 5.00 | 平成16年<br>9 月28日 | 川 本 土 木建築事務所               |   |   |
| 県          | 道      | 西郷布施線 | 隠岐郡西郷町大字大久字栢畑 2 番13地<br>先から同字 2 番 4 地先まで | 66        | 6.00 | "               | 隠岐支庁                       |   |   |

| " | " | 隠岐郡西郷町大字大久字向灘17番1地<br>先から同大字字栢畑17番6地先まで | 101.00 | " | " |  |
|---|---|---|--------|---|---|--|
|   |   | 光から向大子子相畑1/番 6 地光まで                     |        |   |   |  |

#### 島根県告示第923号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 山陰中央ビル 島根県松江市殿町383番地
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所株式会社中央ビル 代表取締役 森脇譲 島根県松江市殿町383番地一畑電気鉄道株式会社 代表取締役 大谷厚郎 島根県松江市中原町49番地
  - (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

ツインタウン一畑 島根県松江市殿町130番地、383番地

(変更後)

山陰中央ビル 島根県松江市殿町130番地

(4) 変更の年月日

平成16年9月1日

- 2 届出年月日 平成16年9月16日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名又は名称及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

# 島根県告示第924号

平成16年度地籍調査事業の決定(平成16年島根県告示第512号)の一部を次のように改正し、平成16年9月28日から施 行する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表松江市の項を次のように改める。

|     | 長海  |                      |
|-----|-----|----------------------|
|     | 東忌部 |                      |
|     | 西尾  |                      |
|     | 長海  |                      |
| 松江市 | 東忌部 | 交付決定の日から平成17年3月31日まで |
|     | 西尾  |                      |
|     | 西尾  |                      |
|     | 東津田 |                      |
|     | 西尾  |                      |

## 表頓原町の項を次のように改める。

|     | 花栗 1  |                      |
|-----|-------|----------------------|
|     | 獅子 2  |                      |
|     | 頓原村 3 |                      |
|     | 頓原村 4 |                      |
|     | 頓原村 5 |                      |
|     | 頓原村 6 |                      |
| 頓原町 | 花栗 2  | 交付決定の日から平成17年3月31日まで |
|     | 長谷 2  |                      |
|     | 頓原村 7 |                      |
|     | 頓原村 8 |                      |
|     | 花栗 3  |                      |
|     | 花栗 4  |                      |

# 表金城町の項を次のように改める。

|                | 今福  |                        |
|----------------|-----|------------------------|
| <b>◇+d:</b> □T | 今福  | ☆付油字の日から並ば47年 2 日24日まで |
| 金城町            | 今福  | 交付決定の日から平成17年3月31日まで   |
|                | 上来原 |                        |

# 表旭町の項を次のように改める。

|      | 都川     |                      |
|------|--------|----------------------|
|      | 都川 - 2 |                      |
|      | 都川 - 3 |                      |
| 旭町   | 本郷     | 交付決定の日から平成17年3月31日まで |
| /UM) | 本郷     | 文的決定の自から十成17年3月31日より |

重富 木田 山ノ内

表匹見町の項を次のように改める。

|     | 江田 - 3 |                      |
|-----|--------|----------------------|
|     | 半田     |                      |
| 匹見町 | 野入 - 1 | 交付決定の日から平成17年3月31日まで |
|     | 野入 - 2 |                      |
|     | 匹見都市計画 |                      |

#### 島根県告示第925号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に関する数値(平成16年島根県告示第291号)の一部を改正し、平成16年10月 1日から施行する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

隠岐郡西郷町の項を削り、同表に次のように加える。

|          | 船 原  | 中層耐火構造3階建   | 平成12 | 0.98 |
|----------|------|-------------|------|------|
|          |      |             | 昭和54 |      |
| 隠岐郡隠岐の島町 | 宮城ヶ丘 | 中層耐火構造 3 階建 | 昭和55 | 0.96 |
|          |      |             | 昭和56 |      |
|          | 月 無  | 中層耐火構造3階建   | 平成11 | 0.99 |

地方自治法(昭和23年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成15年度の災害共済事業経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

# 1 建物・自動車共済事業

分担金その他収入3,432,961,709円災害共済金経費その他支出2,147,988,255円正味財産21,248,585,421円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入1,129,717,873円災害共済金経費その他支出394,663,084円正味財産6,554,134,789円

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号。以下、「要綱」という。)に基づき、平成17年及び18年における庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成16年 9 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 資格審査の対象となる業務
  - (1) 庁舎の清掃業務
  - (2) 庁舎の機械警備業務
  - (3) 庁舎の警備員警備業務
  - (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
  - (5) 庁舎の害虫等防除業務
- 2 資格審査の申請手続
- (1) 提出書類
  - イ 入札参加資格審査申請書
  - ロ 法人にあっては登記簿謄本及び定款の写し
  - ハ 個人にあっては身分証明書
  - 二 営業経歴書
  - ホ 国税及び都道府県税について滞納がないことを証する納税証明書
  - へ 印鑑証明書
  - ト 法人にあっては財務諸表及び財産目録
  - チ 個人にあっては青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
  - リ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (2) 書類の提出先

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課管理調整グループ

(3) 書類の受付期間

平成16年10月 1 日から同月31日まで

3 競争入札参加者の資格審査及び格付

資格審査においては、要綱第4条第3項に掲げる審査項目ごとに審査し、第5条第2項の規定に基づき格付するものとする。

- 4 申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び交付場所
  - (1) 交付期間 平成16年10月1日から同月31日まで
  - (2) 交付場所 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課管理調整グループ
- 5 登録の有効期間

平成17年1月1日から平成18年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、通知書により申請者に通知する。

- 7 競争入札に参加できない者
  - (1) 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないもの
  - (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
  - (4) 国税及び都道府県税を滞納している者

- (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 8 その他

資格審査についての問合せは、島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課管理調整グループ(電話0852 - 22 - 5042)にすること

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成16年 9 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地区画整理組合の名称

江津市和木北部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成11年8月31日から平成18年3月31日まで

3 施行地区

江津市和木町の一部

4 事務所の所在地

江津市江津町1525番地

5 設立認可の年月日

平成11年8月31日

6 変更認可の年月日

平成16年 9 月28日

# 特定調達公告

平成16年度において島根県芸術文化センター(仮称)の物品の買入れに係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 特定調達契約により調達する物品の種類島根県芸術文化センター(仮称)施設情報システム一式
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等(平成14年度島根県告示第804号)に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成16年9月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 物品等の名称及び数量

島根県芸術文化センター(仮称)施設情報システム一式 (ソフトウェア開発、機器調達・設置、配線、調整等一式)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年 5 月25日

(4) 納入場所

島根県益田市有明町

島根県芸術文化センター(仮称)

(5) 入札方法

落札の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

- 2 入札参加者の資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等(平成14年島根県告示第804号)により資格を認定され、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」、又は、大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に登録され、A等級に格付けされた者であること。

なお、同告示による資格審査を受けていないものにあっては、直ちに同告示二の規定に基づき資格審査の申請手続きを行うこと。

- (3) 島根県が行う建設工事等の請負、又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 営業に関し、許可,認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) 要求する機能を実現する技術的能力を有すると認められること。
- (7) システム、ソフトウェア等の使用方法のサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できるものであること。
- (8) システム導入後の初期技術指導を行うことができるものであること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階

島根県環境生活部 文化振興課芸術文化センター建設室

担当:石川

電話0852-22-6228 ファクシミリ0852-28-9262

 $E \times -J \nu = ishikawa-hiroshi@pref.shimane.jp$ 

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成16年9月28日(火)から同年10月5日(火)までの間、(1)の場所において交付する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

(4) 入札参加希望者の履行能力を確認する書類の提出期間及び場所

平成16年9月28日(火)から同年10月25日(月)までの間に下記ア、イの履行能力を確認するための書類の提出が必要であるので、(1)の場所に持参又は郵送すること。

提出書類は、次のとおりとし、任意様式とする。

ア、納入するシステムの機器一覧表

品番、型番、メーカー名、数量等が記載されたもので、機器の仕様がわかる資料 (カタログの写し等)添付すること。

イ、システム納入後の保守サポート体制を明記したもの

受付時間は、休日等を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送による場合は平成16年10月25日(月)午後5時必着とする。なお、開札日時までの間において、当該書類に関する説明並びに補正を求める場合がある。

(5) 入札書の受領期限

平成16年11月9日(火)午後2時(郵便による入札にあっては、平成16年11月8日(月)正午必着)まで。 なお、郵送する場合は、必ず書留郵便とすること。

(6) 開札の日時及び場所

日時:平成16年11月9日(火)午後2時から

場所:島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第4会議室

#### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。入札保証金免除を希望する者は、平成16年10月25日(月)までに必要な書類を上記3(1)の場所に持参又は郵送すること。

受付時間は、休日等を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送による場合は平成16年 10月25日(月)午後5時必着とする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならないが、入札参 加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立って提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品納入を履行できると島根県知事が判断した資料を事前に提出した上で入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

要する。

- (8) 契約書の作成の要否
- (9) その他

詳細は入札説明書による。

- 5 Summary
  - (1) Subject Matter of Contract: Construction work for the Shimane Prefectural Art Culture Center. (Tentative name.)
  - (2) Closing date and time for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation: October 25, 2004 by 5:00 pm.
  - (3) Date and time for submission of tender documents: November 9, 2004 by 2:00 pm. (Tenders submitted by mail are due: November 8, 2004 by 12:00 pm.)
  - (4) For further information and tender documents, please contact:

Maintenance and Planning Section

Building and Repairs Division, Department of Public Works

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi, Matsue City

Shimane Prefecture 690.8501 Japan

Tel: 0852 - 22 - 6228

# 人 事 委 員 会 規 則

市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年 9 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第15号

市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 別表第6中

隱岐郡西鄉町大字港町 隱岐郡西鄉町大字岬町 隱岐郡西鄉町大字港町 隱岐郡西鄉町大字港町 隱岐郡西鄉町大字港町 隱岐郡西鄉町大字有木 隱岐郡西鄉町大字東鄉 隱岐郡西鄉町大字城北町 隱岐郡西鄉町大字西町 隱岐郡西鄉町大字西田 隱岐郡西鄉町大字西田 隱岐郡西鄉町大字面田 隱岐郡西鄉町大字原田

隠岐郡布施村大字布施

隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐郡隠岐の島町神町 隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐郡隠岐の島町有木 隠岐郡隠岐の島町東郷 隠岐郡隠岐の島町城北町 隠岐郡隠岐の島町西町 隠岐郡隠岐の島町西町

隠岐郡隠岐の島町原田

隠岐郡隠岐の島町飯田

隠岐郡隠岐の島町布施

に、

隱岐郡西鄉町大字中村 隱岐郡五箇村大字北方 隱岐郡都万村大字都万 隱岐郡西鄉町大字港町

隠岐郡隠岐の島町中村 隠岐郡隠岐の島町北方 隠岐郡隠岐の島町都万 隠岐郡隠岐の島町港町

川本士木建築事務所工務部 浜田土木建築事務所維持 邑智郡桜江町大字八戸 江津市桜江町八戸 を に、 八戸ダム管理所 管理部八戸ダム管理所 川本警察署君谷駐在所 邑智郡美郷町京覧原 川本警察署君谷駐在所 邑智郡邑智町大字京覧原 邑智郡羽須美村大字阿須那 川本警察署阿須那駐在所 邑智郡美郷町都賀本郷 川本警察署都賀駐在所 邑智郡羽須美村大字下口羽川本警察署口羽駐在所 邑智郡美郷町都賀行 川本警察署都賀行駐在所 邑智郡大和村大字都賀本郷 | 川本警察署都賀駐在所 邑智郡邑南町阿須那 |川本警察署阿須那駐在所| に、 を 邑智郡大和村大字都賀行 邑智郡邑南町下口羽 川本警察署都賀行駐在所 川本警察署口羽駐在所 邑智郡瑞穂町大字高見 川本警察署高原駐在所 邑智郡邑南町高見 川本警察署高原駐在所 邑智郡瑞穂町大字市木 川本警察署市木駐在所 邑智郡邑南町市木 川本警察署市木駐在所 邑智郡石見町大字日貫 川本警察署日貫駐在所 邑智郡邑南町日貫 川本警察署日貫駐在所 |能義郡広瀬町西比田| を |安来市広瀬町西比田| に、 邑智郡瑞穂町大字下田所 川本警察署田所駐在所 邑智郡美郷町九日市 川本警察署沢谷駐在所 邑智郡瑞穂町大字出羽 川本警察署出羽駐在所 邑智郡美郷町簗瀬 川本警察署吾郷駐在所 に を 邑智郡邑智町大字九日市 川本警察署沢谷駐在所 邑智郡邑南町下田所 川本警察署田所駐在所

改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 別表第15中

隱岐郡西鄉町大字有木 隱岐郡西鄉町大字東鄉 隱岐郡西鄉町大字城北町

邑智郡邑智町大字簗瀬

隠岐郡隠岐の島町有木 を 隠岐郡隠岐の島町東郷 隠岐郡隠岐の島町城北町

川本警察署吾郷駐在所

に改める。

邑智郡邑南町出羽

川本警察署出羽駐在所

(島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事 委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第9及び別表第10を次のように改める。

別表第9及び別表第10 削除

別表第30から別表第35までを次のように改める。

別表第30から別表第35まで 削除

別表第47から別表第50までを次のように改める。

別表第47から別表第50まで 削除

別表第65を次のように改める。

別表第65 削除

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

# 公安委員会規則

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年9月28日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

#### 島根県公安委員会規則第10号

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則

(交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部改正)

第1条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則、昭和33年島根県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則の表安来警察署母里駐在所の項位置の欄中「能義郡伯太町大字東母里」を「安来市伯太町東母里」に改め、同項所管区の区域の欄中「能義郡伯太町大字母里」を「安来市伯太町母里」に改め、同表安来警察署井尻駐在所の項中「能義郡伯太町大字井尻」を「安来市伯太町井尻」に改め、同表安来警察署広瀬駐在所、安来警察署山佐駐在所、安来警察署比田駐在所及び安来警察署布部駐在所の項中「能義郡広瀬町」を「安来市広瀬町」に改める。

本則の表川本警察署川越駐在所、川本警察署川戸駐在所及び川本警察署市山駐在所の項を削り、同表川本警察署目貫 駐在所の項中「邑智郡石見町大字目貫」を「邑智郡邑南町目貫」に改め、同表川本警察署矢上駐在所の項中「邑智郡 石見町大字矢上」を「邑智郡邑南町矢上」に改め、同表川本警察署井原駐在所の項位置の欄中「邑智郡石見町大字井 原」を「邑智郡邑南町井原」に改め、同項所管区の区域の欄中「邑智郡石見町大字中野」を「邑智郡邑南町中野」に 改め、同表川本警察署市木駐在所の項中「邑智郡瑞穂町大字市木」を「邑智郡邑南町市木」に改め、同表川本警察署 田所駐在所の項中「邑智郡瑞穂町大字下田所」を「邑智郡邑南町下田所」に改め、同表川本警察署出羽駐在所の項中 「邑智郡瑞穂町大字出羽」を「邑智郡邑南町出羽」に改め、同表川本警察署高原駐在所の項中「邑智郡瑞穂町大字高 見」を「邑智郡邑南町高見」に改め、同表川本警察署阿須那駐在所の項中「邑智郡羽須美村大字阿須那」を「邑智郡 邑南町阿須那」に改め、同表川本警察署口羽駐在所の項位置の欄中「邑智郡羽須美村大字下口羽」を「邑智郡邑南町 下口羽」に改め、同項所管区の区域の欄中「邑智郡羽須美村大字上口羽」を「邑智郡邑南町上口羽」に改め、同表川 本警察署都賀駐在所の項中「邑智郡大和村大字都賀本郷」を「邑智郡美郷町都賀本郷」に改め、同表川本警察署都賀 行駐在所の項位置の欄中「邑智郡大和村大字都賀行」を「邑智郡美郷町都賀行」に改め、同項所管区の区域の欄中「邑 智郡大和村大字潮村」を「邑智郡美郷町潮村」に改め、同表川本警察署沢谷駐在所の項位置の欄中「邑智郡邑智町大 字九日市」を「邑智郡美郷町九日市」に改め、同項所管区の区域の欄中「邑智郡邑智町大字石原」を「邑智郡美郷町 石原」に改め、同表川本警察署浜原駐在所の項位置の欄中「邑智郡邑智町大字浜原」を「邑智郡美郷町浜原」に改め、 同項所管区の区域の欄中「邑智郡邑智町大字亀村」を「邑智郡美郷町亀村」に改め、同表川本警察署粕淵駐在所の項 中「邑智郡邑智町大字粕淵」を「邑智郡美郷町粕淵」に改め、同表川本警察署吾郷駐在所の項中「邑智郡邑智町大字 簗瀬」を「邑智郡美郷町簗瀬」に改め、同表川本警察署君谷駐在所の項中「邑智郡邑智町大字京覧原」を「邑智郡美 郷町京覧原」に改める。

本則の表江津警察署の項に次のように加える。

| 川越駐在所 | 江津市桜江町川越 | 江津市桜江町川越、田津、大貫、鹿賀、坂本     |
|-------|----------|--------------------------|
| 川戸駐在所 | 江津市桜江町川戸 | 江津市桜江町川戸、小田、後山の一部(中)、谷住郷 |

本則の表西郷警察署署所在地の項中「隠岐郡西郷町大字栄町」を「隠岐郡隠岐の島町栄町」に改め、同表西郷警察署 隠岐空港派出所の項中「隠岐郡西郷町大字岬町」を「隠岐郡隠岐の島町岬町」に改め、同表西郷警察署磯駐在所の項 位置の欄中「隠岐郡西郷町大字西田」を「隠岐郡隠岐の島町西田」に改め、同項所管区の区域の欄中「隠岐郡西郷町大字下西」を「隠岐郡隠岐の島町下西」に改め、同表西郷警察署中条駐在所の項中「隠岐郡西郷町大字原田」を「隠岐郡隠岐の島町原田」に改め、同表西郷警察署東郷駐在所の項位置の欄中「隠岐郡西郷町大字飯田」を「隠岐郡隠岐の島町原田」に改め、同表西郷警察署東郷駐在所の項位置の欄中「隠岐郡西郷町大字飯田」を「隠岐郡隠岐の島町飯田」に改め、同項所管区の区域の欄中「隠岐郡西郷町大字東町の一部」を「隠岐郡隠岐の島町東町の一部」に改め、同表西郷警察署布施駐在所の項位置の欄中「隠岐郡布施村大字布施」を「隠岐郡隠岐の島町布施」に改め、同項所管区の区域の欄中「隠岐郡布施村」を「隠岐郡隠岐の島町飯美、卯敷、布施」に改め、同表西郷警察署中駐在所の項中「隠岐郡西郷町大字中村」を「隠岐郡隠岐の島町中村」に改め、同表西郷警察署五箇駐在所の項位置の欄中「隠岐郡五箇村大字北方」を「隠岐郡隠岐の島町中村」に改め、同項所管区の区域の欄中「隠岐郡五箇村」を「隠岐郡隠岐の島町伊後の一部(向ケ丘の3)、北方、久見、小路、郡、代、竹島官有無番地、那久路、苗代田、南方、山田」に改め、同表西郷警察署都万駐在所の項位置の欄中「隠岐郡都万村大字都万」を「隠岐郡隠岐の島町都万」に改め、同項所管区の区域の欄中「隠岐郡都万村」を「隠岐郡隠岐の島町蔵田、蛸木、津戸、都万、那久、油井」に改める。

(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表高速自動車国道(中国横断自動車道・広島浜田線)の項中「邑智郡瑞穂町大字市木」を「邑智郡邑南町市木」 に改める。

(島根県警備業法施行細則の一部改正)

第3条 島根県警備業法施行細則(昭和58年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「大和村、羽須美村、瑞穂町、石見町」を「美郷町(潮村、上野、都賀西、都賀本郷、都賀行、長藤、比敷、 宮内及び村之郷に限る。)、邑南町」に改め、「、西郷町、布施村、五箇村、都万村」を削り、「知夫村」の次に 「、隠岐の島町」を加える。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年島根県公安委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

別表しげさ祭りのある日の翌日の項を削り、同表に次のように加える。

| しげさ祭りのある日の翌日 隠岐郡隠岐の島町の区域 |
|--------------------------|
|--------------------------|

(警察署協議会の運営等に関する規則の一部改正)

第5条 警察署協議会の運営等に関する規則(平成13年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 別表島根県川本警察署協議会の項委員の定数の欄中「7人」を「6人」に改め、同表島根県江津警察署協議会の項委 員の定数の欄中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

|  | ж ж |
|--|-----|
|--|-----|

平成15年3月28日付け島根県報号外第25号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

県 報 島 根 (20) 第1,611号 平成16年 9 月28日 ページ 行 誤 正 第 号 7 上から 4